

東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 107 条に規定する地域福祉計画及び同法第 109 条に規定する社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画（以下「福祉計画等」という。）を策定することを目的として、東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画等の策定に関すること。
- (2) その他、福祉計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 福祉及び医療並びに保健団体関係者
- (3) 福祉関係事業者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募による市民
- (6) 市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定が終了した時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 策定委員会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
(東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱は廃止する。